

野々市市 商工会だより

平成24年 9 月号
平成24年9月1日発行
野々市市商工会

野々市じょんからまつり盛大に実施される

今年のじょんからまつりは7月28、29日の両日、大変な暑さにもかかわらず2日間で3万2千余人のご来場いただき、老若男女一体となって盛況に行われた。

商工会では、好評の「賑わい創出商品券」を発行し、たくさんの会員に使っていただくとともに、役員による餅つきを行い待ちわびた人たちにつきたての「あんこ餅」をふるまった。

青年部・女性部による模擬店では、今回初となる“塩焼きそば”がとても好評で多くの方に味わっていただいた。更に青年部は、「じょん走中」、「地域対抗バルーンファイト」や「ののいち時計」等多彩なイベントを繰り広げ、じょんからまつりを大いに盛り上げた。



金融機関・行政と融資懇談会を開催 ～円滑な金融・新たな支援について意見交換する～

8月9日(木)、市関係者、市内金融機関、商工会関係者が参加し、野々市市商工会融資懇談会が行われた。融資あつせんは、対前年第1四半期比較で件数では26%減・金額では8%減である等の実績報告がされ、まだまだ厳しい業況であるとの一致した認識のもとそれぞれの立場から意見交換した。



経営環境をとりまく様々な諸情勢の中、地域商工業者の発展支援のため、市制度融資の拡充・新設要望も行なわれ、市からは積極的に検討していくことも示された。

このような意見交換を通じて市、商工会、金融機関それぞれの相互理解が深まり効果的で円滑な金融支援環境が醸成された。

平成26年1月から

白色申告者の方に対する記帳・帳簿等の保存制度が拡大されます

- ◆対象なる方 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方
*所得税の申告の必要の無い方も、記帳・帳簿の保存制度の対象となります。
- ◆記帳する内容 売上等の収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。
- ◆帳簿等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

《帳簿書類の保存期間》

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要書類を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書・納品書、送り状、領収書などの書類	

* 現行の保存制度では、白色申告の方のうち前々年あるいは前年分の所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

市民の皆様の写真で時刻をお知らせする『ののいち時計』9月1日公開!!

ののいち時計 現在公開中!

ののいち時計とは、「〇時〇分」の手書きボードをもった1,440カットの写真が自動で切り替わることで、市民の皆様が時刻を知らせる「市民時計」です。

ご利用は、

<http://nono.shoko.or.jp/tokei/> へアクセス!!

ののいち時計 検索 

(ご利用にはパケット通信料がかかります また、すべてのパソコン・スマートフォン・携帯電話に対応しているわけではありません。ご利用の機種によっては見る事ができない場合もありますので予めご了承下さい。)

小さな掛金(月額1,000円～)で不慮の事故によるあらゆるケガを保証

商工会の傷害共済をお勧めします

～加入推進キャンペーン実施中 この機会にぜひ加入ください～

免責日なしで1日目から通院共済金・入院共済金が保証される商工会員のための共済です。

詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。商工会へご連絡ください。

＝ 商工会 TEL246-1242 ＝

交通事故はもちろん、
日常生活・仕事中的
あらゆる傷害が対象

～事業を営む皆さまの経営に役立つ～

経営情報メールマガジンのご案内

日本政策金融公庫(旧:国民金融公庫)では、事業者向けメールマガジン配信サービス「事業者サポートマガジン」を行っています。月1回、経営に役立つ情報や公庫からのお知らせが届きます。

登録
無料

毎週第3水曜日 配信



コンテンツ

□ 経営ノウハウ情報

さまざまな分野の専門家による経営に役立つ情報をお届け

- ・税理士が教える「経営計画作成のコツ」
- ・弁護士が答える「事業者のための法律相談」
- ・経営Q&A～ビジネスに役立つ交渉術～

□ 景況情報

小企業や生活衛生関係の景気動向調査など、各種調査結果を紹介

- ・全国小企業月次動向調査結果
- ・飲食店の経営取り組みと消費者意識調査

□ トピック

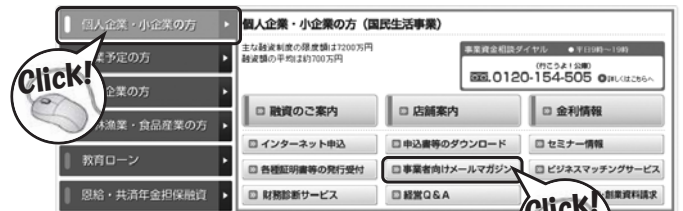
タイムリーな話題を提供

登録方法

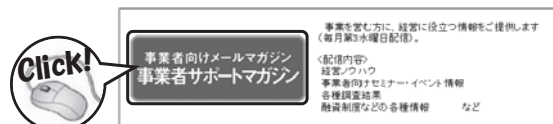
①日本公庫ホームページ (<http://www.jfc.go.jp>) にアクセス

日本公庫 検索 

②「個人企業・小企業の方」⇒「事業者向けメールマガジン」をクリック



③「事業者サポートマガジン」をクリック



以下、画面に従い登録ください。